

○草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱

平成28年4月7日

告示第114号

(目的)

第1条 この要綱は、2人以上の多胎の子（以下「多胎児」という。）を養育している家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事、育児等に関する支援を行う事業の実施に関し必要な事項を定め、もって多胎児の保護者の身体的、精神的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを促進することを目的とする。

(事業の委託)

第2条 市長は、事業の一部を社会福祉法人その他事業目的の達成に資すると認める者（以下「委託事業者」という。）に委託して行うことができる。

(利用対象者)

第3条 ホームヘルパーの利用対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 多胎児を妊娠中の者または現に多胎児を養育している者
- (3) 日中家事および育児に関する支援者がいない者

(利用期間)

第4条 ホームヘルパーの利用期間は、多胎児が3歳に達する日の前日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる日にあつては利用できないものとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日から同月3日までおよび12月29日から同月31日まで

(利用時間)

第5条 ホームヘルパーの利用は、1日1回限りとする。

2 ホームヘルパーの利用可能時間は、午前7時から午後7時までとする。

3 ホームヘルパーの利用時間数は、1回当たり2時間を限度とする。ただし、通院等の介助の場合は、4時間を限度とする。

4 ホームヘルパーの総利用時間数は、120時間を限度とする。

(支援の内容)

第6条 ホームヘルパーが行う支援の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	支援の内容
家事援助	食事の準備および後片付け
	住居等の清掃および整理整頓
	衣類の洗濯
	生活必需品の買い物
	その他必要な家事
育児援助	食事および授乳介助
	おむつ交換支援
	沐浴介助
	乳幼児の兄姉の育児、送迎
	通院等の介助
	育児相談
	その他必要な育児

(利用の申請)

第7条 ホームヘルパーを利用しようとする者は、草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用申請書（別記様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）の状況を調査の上、速やかに利用の可否を決定するものとする。

3 市長は、利用できることを決定したときにあつては草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用決定通知書（別記様式第2号）により、利用できないことを決定したときにあつては草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用棄却通知書（別記様式第3号）により、当該申請者に速やかに通知するものとする。

(現況届)

第8条 ホームヘルパーの利用の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用者現況届出書（別記様式第4号）により、速やかに届け出なければならない。

(1) 市外に転出したとき。

(2) 養育している多胎児が児童福祉施設に入所したとき。

(3) ホームヘルパーの利用の必要がなくなったとき。

(費用負担)

第9条 ホームヘルパーの利用料は、無料とする。

(委託料)

第10条 市長は、ホームヘルパーを派遣したときは、1時間当たり3,000円を委託事業者に支払うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

付 則 (平成30年3月31日告示第109号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月14日告示第40号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則 (令和3年3月16日告示第66号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、この要綱による改正後の草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業実施要綱第4条第1項の規定は、同日においてホームヘルパーを利用している者から適用する。

付 則 (令和5年3月30日告示第81号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月18日告示第40号)

この要綱は、令和6年3月18日から施行する。

別記
様式第 1 号（第 7 条第 1 項関係）

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用申請書

年 月 日

草津市長 宛

下記によりホームヘルパーを派遣されるよう申請します。

記

申請者氏名	ふりがな			生年月日		
住所				電話番号		
多胎児の状況	氏名	性別	生年月日	健康状態	備考	
同居家族の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	健康状態	備考
希望する派遣の程度	曜日 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 時間 : ~ :					
希望するサービス内容	(1)家事援助に関すること ア 食事の準備および後片付け イ 住居等の清掃および整理整頓 ウ 衣類の洗濯 エ 生活必需品の買い物 オ その他必要な家事 () (2)育児援助に関すること ア 食事および授乳介助 イ おむつ交換支援 ウ 沐浴介助 エ 乳幼児の兄姉の育児、送迎 オ 通院等の介助 カ 育児相談 キ その他必要な育児 ()					

様式第2号（第7条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用決定通知書

年 月 日付で申請のありましたホームヘルパーの派遣について、下記のとおり決定したので通知します。

記

派遣開始日	年 月 日
-------	-------

※次の場合は、草津市に届け出てください。

- 1. 申請者または多胎児が市外へ転出したとき
- 2. 養育している多胎児が児童福祉施設へ入所するようになったとき
- 3. ホームヘルパーの派遣がなくなったとき

様式第3号（第7条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長 印

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用棄却通知書

年 月 日付で申請のありましたホームヘルパーの派遣について、下記のとおり
棄却したので通知します。

記

棄却の理由	
-------	--

様式第 4 号（第 8 条関係）

草津市多胎児家庭ホームヘルパー派遣事業利用者現況届出書

年 月 日

草津市長 宛

申請者氏名
住所

下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者または多胎児が転出 新住所 転出予定日 年 月 日
2. 多胎児が児童福祉施設へ入所 施設名 入所日
3. ホームヘルパーの派遣が必要なくなった。 理由

別記様式第1号（第7条第1項関係）

様式第2号（第7条第3項関係）

様式第3号（第7条第3項関係）

様式第4号（第8条関係）